

議会運営委員会会議録

令和5年5月15日（月）

（開 会）20：09

（閉 会）22：26

案 件

- 1 委員外議員の出席について
- 2 議会の運営について
- 3 議長の諮問について
- 4 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- (1) 飯塚地区消防組合議会議員の選挙について
- (2) ふくおか県央環境広域施設組合議会議員の選挙について
- (3) 議会選出各種委員等の選出について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「委員外議員の出席について」事務局から説明させます。

○議会事務局次長

申し合わせによりまして、議会運営委員会には正副議長が常時出席することとされております。

議長につきましては、地方自治法第105条の規定により委員会に出席することができますが、副議長につきましては法、条例に何ら規定がないため、委員会において委員外議員として出席を求める議決が必要となってまいります。

そこで、今後、正副議長に常時出席していただくために、副議長に対して議員の任期満了までの間、委員外議員としての出席要求を、委員会として議決していただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

慣例ではどういうことになっておるのでしょうか。

○議会事務局次長

ただいま申し上げましたように、議会運営委員会には正副議長が常時出席することを申し合わせております。

○川上委員

ですから、これまでは出席はどうだったのかということをお尋ねしたわけです。

○議会事務局次長

ただいま説明したような内容で、これまでも議会運営委員会において、副議長を委員外議員として出席を求める議決をしていただいております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本委員会として、本日から議員の任期満了まで、副議長に委員外議員として、出席を求めることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び、「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」及び「ふくおか県中央環境広域施設組合議会議員の選挙」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

資料として「議会選出各種委員等選出資料」をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

1番の「飯塚地区消防組合議会議員」及び、2番の「ふくおか県中央環境広域施設組合議会議員」につきましては、先ほど開催されておりました代表者会議におきまして、協議されておりましたが、調整がなされておられません。

本会議での選挙の方法は、先例では、指名推選の方法によるのが例であるとされておりますが、協議が整わなかったことから、地方自治法第118条第1項の規定により、投票による選挙となります。

以上で説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」及び「ふくおか県中央環境広域施設組合議会議員の選挙」については、事務局説明のとおりとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件3件については、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 20:13

再 開 20:14

委員会を再開いたします。

申し訳ありません。先ほど、よって3件については、そのように決定いたしましたと申しましたが、本件2件について、そのように決定いたしました。

その2点というのは、先ほど申しました「飯塚地区消防組合議会議員の選挙」及び「ふくおか県中央環境広域施設組合議会議員の選挙」、この2件については、そのように決定いたしました。選挙ということですね。よろしいでしょうか。申し訳ありません。

暫時休憩いたします。

休 憩 20:14

再 開 22:24

委員会を再開いたします。

議会選出各種委員等の選出について、事務局から説明させます。

○議会事務局次長

議会選出各種委員等の選出につきましては、議長において、ただいま配付しております議会選出各種委員等一覧表案のとおり案が提出されております。議会選出各種委員等の選出につき

ましては、選挙ではなく議事であるため、議長の指名によりお諮りいただいております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○奥山委員

今、次長から説明がありましたが、そもそも各種委員会の選出については、議長の指名で決定されるものなのかどうか、お尋ねします。

○議会事務局次長

議会選出各種委員等の選出につきましては、代表者会議で調整の上、議会運営委員会にこういった形でお諮りすることになっておりますけれども、今回、代表者会議での調整というところまで至っておりませんが、議長のほうで案を作成され提出に至っております。選出に当たっては議長の指名によりお諮りいただいているのが、先例となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議会選出各種委員等の選出」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

最後に、その他でございますが、次回の委員会は、5月23日、火曜日、最終日の本会議開会前、午前9時30分から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査はすべて終了いたしましたので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。